

新しい総合事業に係るQ & A

平成28年6月8日時点

NO	分類	質 問	回 答	担当係
1	指定関係	新しい総合事業の開始により、指定事業所の番号はどうなるのか？	別添参考資料をご参照ください。	介護保険課 居宅指定係
2	サービス 利用関係	運動型通所サービスを利用したいが、6ヶ月間の利用期間中、1ヶ月ほど本人の都合により利用できない期間がある場合、どうなるのか？	運動型通所サービスの利用については、サービス利用開始日から起算して6ヶ月間、原則24回の利用となります。お尋ねの場合、例えば24回に満たないからといって、利用期間の終期を1ヶ月延長することはできません。	地域ケア推進課 地域支援係
3	サービス 利用関係	第1号事業（予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス、予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービス）に係るサービスの解釈通知等は、訪問介護及び通所介護の解釈通知を準用することで良いか。	お見込みのとおりです。 人員基準や介護報酬を定めた要領も国の省令等を準用しておりますので、解釈通知に関しても「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等を準用します。	介護保険課 居宅指定係
4	移行事務	現在要支援で福祉用具貸与のみを利用しており、28年3月末の認定有効期限後に引き続き要支援認定が出た方で、28年6月以降に通所介護を新規で利用したい場合、総合事業のサービスか、予防給付の通所介護のいずれを利用することになるのか？	28年5月末以降の認定有効期限到来時に総合事業へ移行することとしているため、ご質問の場合、原則的にはさらに次の認定更新を行う29年3月末より総合事業へ移行することになります。ただし、28年6月以降に新規で通所介護を利用する場合には、新様式で契約等を交わすことにより、当初の利用時より総合事業のサービスをご利用いただくことは差し支えありません。	介護保険課 指導係
5	移行事務	要支援者が、28年5月末以降の認定有効期限の到来前に総合事業への移行を希望する場合、どのような手続きが必要か？	以下の手続きが必要となります。 ①利用者から、いきいき支援センター又は委託居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーに、認定更新前に総合事業へ移行したい旨を連絡 ②担当ケアマネジャーによるケアマネジメントを実施 ③サービス事業の指定事業者との契約（取り交わし等が必要な書類については、平成27年12月8日に行われた説明会資料の35ページを参照してください。）	介護保険課 指導係

NO	分類	質 問	回 答	担当係
6	移行事務	介護予防訪問介護と介護予防通所介護を利用していた要支援者が、認定更新前に介護予防訪問介護から生活支援型訪問サービスに切り替えた場合、介護予防通所介護についても同時に、予防専門型やミニデイ型等の通所サービスに切り替えるということで良いか。	お見込みのとおりです。	介護保険課 指導係
7	請求関係	次の場合、どのように月額包括報酬の日割り算定を行うのか？ ①月途中より新規で予防専門型通所サービスを利用する場合 ②予防専門型通所サービスからミニデイ型通所サービスに月途中で切り替えた場合。 ③介護予防訪問介護から生活支援型訪問サービスに月途中で切り替えた場合（認定有効期限到来時に総合事業に移行することとしているため、通常はありませんが、本人の希望等により早期に総合事業に移行した場合に発生します。）	①予防専門型通所サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割りの算定を行います。 ②ミニデイ型通所サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割りの算定を行います。 ③介護予防訪問介護の契約解除日の翌日を起算日として日割りの算定を行います。 月額包括報酬の日割り請求については、平成27年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」I-資料9を参照してください。なお、契約日については、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を用いても差し支えありません。	介護保険課 指導係
8	請求関係	予防専門型通所サービスのサービスコード表において、例えば運動器機能向上加算は「5002」と「5012」が設定される等、同一加算で2つのサービスコードが設定されているものがあるが、どちらを使用したらよいのか？	同一加算で2つのサービスコードが設定されている場合には、どちらを使用しても差し支えありません。（国保連合会における審査についても問題がないことを確認しています。） 厚生労働省事務連絡においては、「1221 通所独自サービス/22（要支援2（週1回程度）」と「5012 運動器機能向上加算/2」とを組み合わせること等が想定されていますが、介護請求ソフトごとに設定されるサービスコードを使用いただければ結構です。	介護保険課 指導係

NO	分類	質 問	回 答	担当係
9	介護予防ケアマネジメント	要支援者で例えば「予防専門型訪問サービス」と「介護予防短期入所介護（ショートステイ）」を利用する方のケアプランについて、利用期間を1年間として作成した場合、ショートステイを利用しない月の請求はどうなるのか？また、その場合、ケアプランを変更しなければならないのか、それとも当初作成したケアプランを準用してもよいのか？	ケアプラン作成費用の請求について、サービス提供月に利用したサービスの組み合わせによって請求する区分が変わります。ご質問の場合、ショートステイを利用した月は「介護予防支援」として請求しますが、ショートステイを利用しない月については「介護予防ケアマネジメントA」として請求することとなります。 また、ショートステイを利用しない月におけるケアプランの取り扱いについては、当初作成したケアプランを準用して差し支えありません。	介護保険課 指導係
10	介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントAおよびBについて、ケアプランの自己作成は何故認められないのか？	国のガイドラインによると、「新しい総合事業における介護予防ケアマネジメントは、第1号介護予防支援事業として、地域包括支援センターによって行われるもの」とされており、「ケアプランの自己作成に基づくサービス事業の利用は想定していない。」とされておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。	地域ケア推進課 地域支援係 介護保険課 指導係
11	介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントBの計画について、運動型通所サービスを利用される際、（事業所が行う）評価加算やユーザー加算なども計画書に記載しておかないといけないのか？	ケアマネジメントBの計画においては、各サービス事業所において算定される加算を明記する必要はありません。ただし、実際にサービスを提供する事業所においては、個別のサービス計画における目標や具体案を記載する欄へ加算について記載し、利用者への説明を行ってください。	介護保険課 指導係
12	加算関係	介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行した場合の介護予防支援の初回加算の算定については、平成28年5月27付けのQ&Aにおいて「過去2月以上当該地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス計画を作成した場合に限られる。」ことが示されたが、下記の場合は初回加算の対象となるのか？ ①要介護認定者が更新申請の結果、要支援認定となった場合 ②二次予防事業利用者が新しい総合事業に移行した場合	①、②のいずれの場合においても、介護予防ケアマネジメント費又は介護予防支援費を算定する際には、初回加算の対象となります。	介護保険課 指導係 地域ケア推進課 地域支援係

NO	分類	質 問	回 答	担当係
13	加算関係	ミニデイ型通所サービスおよび運動型通所サービスにおける「介護予防改善加算」が算定できる要件は？	各サービス事業所がサービスを提供し、サービス終了月において、利用者の心身の状態に改善がみられ、その状態を維持するよう、自立に向けたアドバイスや支援を行った場合、サービス終了月において、所定単位数に利用月数を乗じた単位数を加算するものです。 詳細については「名古屋市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領」をNAG O Y Aかいごネットに掲載いたしましたので、ご確認願います。	地域ケア推進課 地域支援係
14	加算関係	生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスにおける「自己評価・ユーザー評価参加加算」が算定できる要件は？また、平成28年度に算定することは可能か？	事業所が前年度において、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会が行う対象サービスの名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業（以下「ユーザー評価」という。）を実施した場合に加算を算定することが可能となります。例えば、生活支援型訪問サービスを訪問介護等と一体的に運営する事業所において、訪問介護及び介護予防訪問介護、並びに予防専門型訪問サービスのみユーザー評価を実施した場合は当該加算の対象となりませんのでご注意ください。なお、平成28年度においては前年度の実施実績がないため、算定不可能です。	介護保険課 居宅指定係
15	サービス担当者会議	今回、二次予防事業利用者で一定の条件を満たした利用者に限って、サービス担当者が省略できる取り扱いであったが、平成28年6月以降、新しい総合事業において他にサービス担当者会議が省略できる場合があるのか？	二次予防事業利用者のうち一定条件を満たす場合、サービス担当者会議が省略できる取り扱いとしましたが、平成28年5月に一斉に移行するために設けた例外的な取り扱いであるため、他にサービス担当者会議が省略できる場合はございません。但し、日程調整がとれない場合等、サービス担当者会議の開催が困難である場合、会議開催に代えて関係者に照会することは可能です。	介護保険課 指導係 地域ケア推進課 地域支援係
16	その他	基本チェックリストによる事業対象者が、要支援認定申請を行った結果、非該当となった。今までは、認定結果は取り寄せられなかったが、事業対象者の登録時にいきいき支援センターとケアプラン原案作成の委託契約を締結している場合、認定調査の結果を取り寄せること可能か？	情報提供制度は、ケアプラン（介護予防ケアマネジメント）作成のための制度です。要支援認定申請の結果、非該当となった場合、事業対象者としてサービスの利用を前提に、介護予防ケアマネジメントの作成に際して必要な場合に限り、情報提供が可能です。	介護保険課 認定保険料係